



広島県報

定期
第50号

発行者 広島県
発行所 広島県総務部
総務管理局文書法制室
購読料 月額 2,700円

目次

生活保護法の規定による医療機関の指定	(社会援護室)	三
生活保護法の規定による施術者の指定	"	三
生活保護法の規定による指定医療機関の名称の変更	"	三
生活保護法の規定による指定医療機関の廃止	"	三
特定計量器の定期検査の実施	(計量検定室)	三
道路の区域変更 (二件)	(道路河川管理室)	三
道路の供用開始	"	三
公告		
特定非営利活動法人の定款変更認証申請	(文化 県民協働室)	三
開発行為に関する工事の完了	(建築指導室)	三
社団法人全国公営住宅火災共済機構の災害共済事業の経営状況	(住宅室)	三
公安委員会告示		
遊技機の型式の検定の告示		四
公安委員会公告		
教習指導員審査 (普通) の実施		四
正誤		
平成十八年六月二十六日付け広島県報 (定期) 第四十七号中広島県公告の訂正 (二件)	(土地改良室)	五
平成十八年六月二十二日付け広島県報 (定期) 第四十六号中広島県公安委員会告示第四十七号の訂正		五

告示

広島県告示第六百八十八号
生活保護法 (昭和二十五年法律第四百四十四号) 第四十九条の規定によって、同法による医療扶助のための医療を担当する機関として、次のものを指定した。
平成十八年七月六日

名称	所在地	指定年月日
だて耳鼻咽喉科クリニック	安芸郡坂町坂西一丁目一六 三五	平成一八・五・一
おおや耳鼻咽喉科	安芸郡海田町西浜四 二二 四	平成一八・六・一
中原 齒科 医院	呉市警固屋四丁目六 一 四	平成一八・六・一
西 宅 味 薬 局	府中市府中町七四九 一	平成一八・六・一
大野 ぼ っ ぽ 薬 局	廿日市市大野下更地一八〇九 一	平成一八・六・一
コスモ薬局	海田東店 安芸郡海田町幸町一 四五	平成一八・六・一

広島県告示第六百八十九号
生活保護法 (昭和二十五年法律第四百四十四号) 第五十五条の規定によって、同法による医療扶助のための施術を担当する者として、次のものを指定した。
平成十八年七月六日

氏名	住所	施設		業務の種類	指定年月日
		名称	所在地		
上田 博 隆	広島市大柿町 大原九六六二	うえた整骨院	広島市大柿町 大原九六六二	柔道 整復	平成 一八・五・一五

広島県告示第六百九十号

生活保護法 (昭和二十五年法律第四百四十四号) 第五十条の二の規定によって、次のとおり指定医療機関の名称を変更した旨の届出があった。

平成十八年七月六日

広島県知事 藤田 雄山

上田医院	新	称	所在地	変更年月日
	旧	称		
上田内科婦人科医院			呉市広長浜三丁目七番二六号	平成一八・二・一

広島県告示第六百九十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。

平成十八年七月六日

広島県知事 藤田 雄山

名称	所在地	廃止年月日
だて耳鼻咽喉科クリニック	安芸郡坂町坂西一丁目一六三五	平成一八・四・三〇
おおや耳鼻咽喉科	安芸郡海田町西浜四番二二四号	平成一八・五・三一
中原 齒科 医院	呉市警固屋四丁目六一四	平成一八・五・三一
西 宅 味 薬 局	府中市府中町七四九一	平成一八・五・三一

広島県告示第六百九十二号

計量法(平成四年法律第五十一号)第二十一条の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成十八年七月六日

広島県知事 藤田 雄山

- 一 区域
尾道市(旧尾道市、旧因島市、旧瀬戸田町)、大崎上島町、三原市(旧久井町は除く。)
江田島市
- 二 対象となる特定計量器
ひょう量一トン以上の大型ばかり
- 三 実施期日
平成十八年八月一日から

平成十八年九月三十日まで

四 実施場所

当該計量器の所在場所

五 定期検査実施機関

指定定期検査機関

社団法人 広島県計量協会

広島県告示第六百九十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県尾三地域事務所建設局において、平成十八年七月二十日までの間、縦覧に供する。

平成十八年七月六日

広島県知事 藤田 雄山

道路の種類 県道
路線名 三原本郷線

区 間	別 新 旧		敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	備 考
	新	旧			
三原市高坂町真良字風隠五七四番一地从先から三原市高坂町真良字伝十一二三三七番三地从先県道本郷久井線交点まで	一四・〇〇〇、一	五九・〇〇〇	七三・〇〇	七三・〇〇	ダブルウェイ 解除
三原市高坂町真良字風隠五七四番一地从先から三原市高坂町真良字伝十一二三三七番三地从先県道本郷久井線交点まで	一四・〇〇〇、一	五九・〇〇〇	七三・〇〇	七三・〇〇	

広島県告示第六百九十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県東広島地域事務所建設局竹原支局において、平成十八年七月二十日までの間、縦覧に供する。

平成十八年七月六日

広島県知事 藤田 雄山

道路の種類 県道

路線名 竹原吉名線
道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長	備考
竹原市吉名町字柏木二七〇七番四地先から 竹原市吉名町字下原二三四番三地先まで	旧	三・九〇〇 〇・八〇〇	四四五・〇〇	ダブルウェイ
竹原市吉名町字柏木二七〇七番四地先から 竹原市吉名町字山租五二三番四地先まで	旧	五・九〇〇 〇・五〇〇	三一五・〇〇	ダブルウェイ
竹原市吉名町字柏木二七〇七番四地先から 竹原市吉名町字東浦尻二三一四番二地先一般国道 一八五号交点まで	新	三・九〇〇 〇・八〇〇	七五六・一〇	ダブルウェイ (区域延伸)
竹原市吉名町字柏木二七〇七番四地先から 竹原市吉名町字身ノ越五〇三番一地先まで	新	一・七〇〇 〇・九〇〇	九四二・五〇	

広島県告示第六百九十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県東広島地域事務所建設局竹原支局において、平成十八年七月二〇日までの間、縦覧に供する。

平成十八年七月六日

広島県知事 藤田雄山

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道竹原吉名線	竹原市吉名町字身ノ越五二二番一地先から 竹原市吉名町字身ノ越五〇三番一地先まで	平成十八年七月六日

公 告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定によって、次の特定非営利活動法人から定款変更認証申請があった。

平成十八年七月六日

広島県知事 藤田雄山

特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的	定款変更の内容	申請年月日
特定非営利活動法人ボラーノ	川村 毅	広島県広島市西区天満町六番一二号	この法人は、地域社会に對して、住民参加と相互扶助の精神のもと、主として文化及びスポーツ活動を通じて、まちづくりの推進を図る活動を行い、もって地域社会全体の利益に寄与することを目的とする。	会員の種別の変更	平成十八年六月二十八日

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定によって、開発行為に関する工事の完了について、次のとおり公告する。

平成十八年七月六日

広島県知事 藤田雄山

一 開発区域又は区に含まれる地域の名称

三原市中之町九丁目一〇八番四、一〇九五番一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

三原市中之町五丁目六番二号
共立電機産業株式会社

代表取締役 田尾 敏範

代表取締役 田尾 敏範

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十三条の二第二項の規定によって、社団法人全国公営住宅火災共済機構から平成十七年度経営状況について、次のとおり通知があった。

平成十八年七月六日

広島県知事 藤田雄山

一 事業実績

加入都道府県市区町村会員数

加入戸数

共済委託契約金額

火災共済掛金

被災戸数

火災共済給付金

特定給付金

復興建築助成戸数

七六四

八三一、八八一戸

六、八一三、七二四、三一五、〇〇〇円

一、一二九、一五〇、六六七円

三一五戸

一三九、七四八、五八八円

一五、〇九二、〇九三円

一六四戸

復興建築助成金	四七、四四六、二六二円
住宅防火施設整備補助会員数	六一
住宅防火施設整備補助金	二九、〇二六、五〇〇円
住宅災害見舞戸数	二、三三四戸
住宅災害見舞金	三四、五〇一、〇〇〇円
二 収支計算	
1 収入	
火災共済掛金収入	一、一二九、一五〇、六七七円
建物管理の部収入	四四、〇五三、四六八円
その他の収入	三九三、〇八五、〇七七円
当期収入合計	(A) 一、五六六、二八九、二二二円
前期繰越収支差額	六八、一八六、九三二円
収入合計	(B) 一、六三四、四七六、一四三円
2 支出	
事業費	四三三、三三四、二九〇円
管理費	一三三、五三八、九七五円
建物管理費	二〇、六一五、七六五円
特定預金等支出	八九六、一八八、七八九円
前期末仕入仕掛	(C) 一、五八〇、六七七、八一九円
前期末支拂額	(A) 一四、三八八、六〇七円
次期繰越収支差額	(B) 五三、七九八、三三四円
次期末仕入仕掛	(C) 五三、七九八、三三四円

公安委員会告示

広島県公安委員会告示第51号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第6条に定める技術上の規格に適合していると認められるので、規則第9条第1項の規定により告示する。

平成18年7月6日

広島県公安委員会
委員長 宮 地 治 夫

検定番号	検定の有効期間	遊技機の種類	型式名	申請者名(住所)	製造業者名(住所)
6P0482	告示の日(平成18年7月6日)から3年間	ぱちんこ遊技機	CRぱちんこジョーンズRF1	京楽産業株式会社 代表取締役 櫻本 宏 (愛知県名古屋市中区錦三丁目24番4号)	左 同
6P0443	同上	同上	CR松浦理弥XF	株式会社ビエ子田 代表取締役 實田 久治 (東京都渋谷区渋谷3丁目29番10号)	左 同
6P0435	同上	同上	CRジョーバーMF-T1	株式会社三共 代表取締役 豊島 秀行 (群馬県桐生市境野町六丁目460番地)	左 同

公安委員会公告

広島県公安委員会公告第66号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の3第4項第1号イの規定による審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成18年7月6日

広島県公安委員会
委員長 宮 地 治 夫

- 1 審査の種類
 教習指導員審査（普通）
- 2 審査の期日
 平成18年8月9日
- 3 審査の場所
 広島市佐伯区石内南三丁目1番1号
 広島県運転免許センター
- 4 審査対象者
 道路交通法第99条の3第4項第2号の規定に係る者
- 5 審査の方法
 規則第12条に規定する方法により実施

6 審査の申請手続等

- (1) 申請に必要な書類
- ア 教習指導員審査申請書 (写真及び審査手数料貼付のもの) 1通
 - イ 教習指導員等審査手数料計算表 1通
 - ウ 自動車運転免許証の写し 1通
 - エ 履歴書 1通
 - オ 運転記録証明書 1通
- (2) 申請書の提出先
広島県警察本部交通部運転教育課長
- (3) 申請書の提出期限
平成18年8月2日

正
誤

平成十八年六月二十六日付け広島県報 (定期) 第四十七号に記載の広島県公告 (土地改良区の役員就任及び退任) の一部を次のように訂正する。

農林水産部農林整備局土地改良室長

ページ	段	行	誤	正
七	下	一	東広島市高屋町小竹	東広島市小竹

平成十八年六月二十六日付け広島県報 (定期) 第四十七号に記載の広島県公告 (土地改良区の役員退任) の一部を次のように訂正する。

農林水産部農林整備局土地改良室長

ページ	段	行	誤	正
八	上	二	山本 一夫	山道 一夫

平成十八年六月二十二日付け広島県報 (定期) 第四十六号に記載の広島県公安委員会告示第四十七号 (遊技機の型式の検定の告示) の表の一部を次のように訂正する。

警察本部生活安全部生活環境課長

ページ	段	欄	誤	正
五	下	型式名	ランブルローズ	ランブルローズ